

平成十九年十一月十三日受領  
答弁第一八三号

内閣衆質一六八第一八三号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十三年十二月二日から平成十九年十月二十九日までの間に、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づく協力支援活動として、インド洋において我が国が諸外国の軍隊等の艦船に行った洋上補給に係る補給量及び補給回数については、それぞれ、艦船用燃料にあつては約四十九万キロリットル、七百九十四回、艦艇搭載ヘリコプター用燃料にあつては約九百八十六キロリットル、六十七回、水にあつては約六千九百二十五キロリットル、百二十八回である。当該洋上補給に従事した我が国の補給艦の名称は、「はまな」、「とわだ」、「ときわ」、「ましゅう」及び「おうみ」である。

三について

我が国がこれまでに諸外国の軍隊等の艦船に行った洋上補給に係る燃料の調達額については、艦船用燃

料にあつては、平成十三年度は約四十二億円、平成十四年度は約六十八億円、平成十五年度は約二十二億円、平成十六年度は約二十三億円、平成十七年度は約二十一億円、平成十八年度は約三十五億円、平成十九年度は約十三億円であり、艦艇搭載ヘリコプター用燃料にあつては、平成十六年度は約千三百五十万円、平成十七年度は約七百七十万円、平成十八年度は約二千九百二十万円、平成十九年度は約七百六十万円である。なお、平成十九年度の艦船用燃料の調達額については、現時点では精算未了のための概算額が含まれている。

また、調達の近況についてお答えすれば、燃料については、外国で搭載しているものは、我が国の商社二社との随意契約により調達し、我が国国内で搭載しているものは、競争参加資格登録企業を対象に競争入札により調達した。

#### 四について

三についてでお答えした燃料の調達額と御指摘の答弁書でお答えした予算の執行実績の額とは、お答えした時点による差はあるものの、同じである。

#### 五について

我が国がこれまでに諸外国の軍隊等の艦船に行つた洋上補給に係る水の調達額については、平成十六年度は約七十八万円、平成十七年度は約二百二十一万円、平成十八年度は約二百八十九万円、平成十九年度は約百八十万円である。

また、水の調達については、寄港地において随意契約により現地業者から調達した。  
六について

五についてでお答えした水の調達額と御指摘の答弁書でお答えした予算の執行実績の額とは、お答えした時点による差はあるものの、同じである。

七について

艦船用燃料のうち外国で搭載している燃料については、テロ対策特措法に基づく協力支援活動開始当初の平成十三年に、石油会社や商社計十八社を対象に、外国での燃料供給能力に関する調査を行い、そのうち二社のみが現地での確実な供給能力があると判断されたことから、当該二社間で指名競争入札を実施し、落札した企業と契約を締結した。その後、供給能力を安定的に確保するためには、当該二社による供給が必要と判断されたことから、当該二社との間で随意契約を締結している。さらに平成十九年度においては、

公募方式を導入したが、当該二社のみの応募があったところであり、その供給能力を審査した上、当該二社と随意契約を締結したところである。

また、艦船用燃料のうち我が国国内で搭載するもの及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料については、国内で競争参加資格登録企業を対象に競争入札により調達した。

水については、寄港地において、最も確実に供給できると判断された現地業者と随意契約により調達した。

八について

燃料及び水の調達、搭載を行った場所については、外国で搭載する場合、これを明らかにすることにより、関係国との信頼関係を損なうおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。また、国内で調達した燃料及び水の補給艦への搭載は、海上自衛隊の補給施設等で行っている。